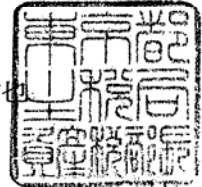




29 主資固第 300 号
平成 30 年 3 月 8 日

一般社団法人全国住宅産業協会会長
神山 和郎 様

東京都主税局資産税部長
大久保 哲也



固定資産評価証明書等の手数料改定について（依頼）

平素より本都の税務行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本都では、23 区内の全ての都税事務所において、申請権限を有する方からの申請に基づき固定資産評価証明書、関係（公課）証明書、物件証明書を発行しております。

この度、これらの証明書に係る発行手数料について、証明書 1 枚に表示される件数を現行の 1 件から 3 件に見直すことに伴い、東京都事務手数料条例の一部改正案を平成 30 年第 1 回都議会定例会に提出しております。具体的には、現行 1 件当たり 400 円の手数料を、同一所有者が複数物件を同時に申請した場合の 2 件目以降の手数料の額を改めることを予定しております。

〔概要〕

2 件目以降の手数料の額 （現行） 400 円 （改正後） 100 円

〔施行期日〕

平成 30 年 5 月 1 日

この条例案が可決された場合には、平成 30 年 5 月 1 日以降の証明発行手数料が改定となります。

不動産売買手続に関わる皆様におかれましては、土地又は家屋を所有し申請権限がある方からの委任若しくは媒介契約書の特約事項に基づき固定資産評価証明書等の交付申請をされるにあたり、手数料改定の有無について主税局ホームページや都税事務所へご確認いただく等、当該改定事項についてご留意いただきますよう、お願いいたします。

<問合せ先>

東京都主税局資産税部固定資産税課固定資産税班
担 当 野上 加藤
連絡先 03-5388-3007（直通）